

2013年（平成25年）12月5日
2014年（平成26年）6月19日 改訂
2014年（平成26年）12月12日 改訂

金融円滑化法終了への対応策としての特定調停スキーム利用の手引き

日本弁護士連合会

この手引きは、「中小企業等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」（以下「金融円滑化法」といいます。）が終了したことへの対応策の一つとして、簡易裁判所の特定調停制度を活用したスキーム（以下「本特定調停スキーム」といいます。）を円滑に運用するため、その対象、手続等を明確にするものです。

なお、金融円滑化法が終了したことに伴う対応策の全体像等については、別紙参考1「中小企業・小規模事業者に対する事業再生・経営改善支援のイメージ」及び別紙参考2「円滑化法終了対応策の全体像と特定調停スキームの位置付け」を参照してください。

断りない限り、「債務者」とは、金融機関に対する借入金債務を負担する中小企業又は個人事業者を指します。経営者保証に関するガイドライン（平成25年12月経営者保証に関するガイドライン研究会策定・公表）は「経営者保証GL」と略称します。

1 目的

本特定調停スキームは、金融円滑化法が平成25年3月末に終了したことにより資金繰りに窮するなどして経営困難な状況に陥り、本格的な再生処理が必要となる中小企業のうち、比較的小規模な企業の再生を支援することを目的とします。

なお、主たる債務者である中小企業の保証人として、経営者等が保証債務を負担しており、経営者保証GLに基づき、主たる債務の整理を目的とする特定調停の申立てと同時に又は同調停手続の係属中に、保証債務の整理を目的とする特定調停の申立て（以下「同時申立て」という。）をする場合については、本特定調停スキームのほか、「経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の手法としての特定調停スキーム利用の手引き」（以下「経営者保証GL手引き」という。）を併せて参照してください。

2 相談対応

中小企業から事業の再生に関する相談を受けた弁護士は、概ね以下に掲げる事項を聴取・確認し、関係資料の提供を受けます。

- 企業の概要
- 当面の資金繰りの状況
特に、現金預金の現状、手形・小切手の支払予定、取引先・金融機関への支払予定、売掛金等の入金予定等
- 租税・公課の滞納状況等
- 直近3年間の財務状況
資料：財務諸表、資金繰り表、税務申告書等
- 株主、債権債務関係の状況
取引金融機関、一般取引先等
- 保証人の状況（同時申立ての場合）
- 保証人の資産、負債、収支等（同上）
- 事業形態、構造
主要取引先等
- 企業の体制、人材等の経営資源
- 現状に至った経緯
- 改善に向けたこれまでの努力及びその結果
- 取引金融機関との関係
- 再生に向けて活用できる会社の資源
- 再生に向けた要望、社内体制の準備の可能性

3 経営改善への支援 —受任弁護士の当面の責務—

当該中小企業が資金繰りに窮するなどして経営困難な状況に陥り、本格的な再生処理が必要である場合は、受任弁護士は当該中小企業の経営改善を積極的に支援し、必要に応じて金融機関と交渉してリスケジュールを取り付けるなどして、後述の特定調停申立ての前の段階に、最低でも約定金利以上は支払えるように経営状況を改善するように努めるものとします。

4 本特定調停スキームの対象とすべき案件

概ね、以下のいずれの要件をも満たす案件が対象となると想定されます。

(1) 債務者の事業規模

概ね、年間売上（年商）20億円以下、負債総額10億円以下の企業。

※ 債務者の事業規模のイメージについては別紙参考3「経営改善・事業再生支援の担い手」、別紙参考4「補完の支援スキームとしての「特定調停スキーム」を参照してください。

※ なお、債務者の事業規模と再生手法の選択については、以下の表を参考にしてください。この表はあくまで目安ですので、この点ご留意下さい。

負債総額	年間売上	主な私的再生手法	主な法的再生手法
50億円以上	100億円以上	<ul style="list-style-type: none"> ・事業再生ADR ・地域経済活性化支援機構 ・私的整理ガイドライン 	<ul style="list-style-type: none"> ・会社更生手続 ・民事再生手続
10億円～50億円	20億円～100億円	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業再生支援協議会 ・地域経済活性化支援機構 	<ul style="list-style-type: none"> ・民事再生手続
1億円～10億円	3億円～20億円	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業再生支援協議会 ・<u>本特定調停スキーム</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・民事再生手続
1億円以下	3億円以下	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>本特定調停スキーム</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・民事再生手続

(2) 内容

次のアないしエのいずれにも該当するものであること。なお、保証人については下記オに該当するものであること。

ア 最低でも約定金利以上は継続して支払える程度の収益力を確保していること

イ 法的再生手続（民事再生など）が相応しい場合でないこと

即ち、次のいずれにも該当しない場合であること

- ① 手形不渡りが出るのが予想されること
- ② 個別の債権回収行為を防ぐ必要があること
- ③ 金融機関間の意見・利害の調整が不可能又は著しく困難であること
- ④ 否認権行使や役員の実任追及などの問題があること

ウ 一般的に、私的再生手続が相応しいと考えられる場合であること

即ち、次のいずれにも該当する場合であること

- ① 債務者の事業に収益性や将来性があるなど事業価値があり、関係者の支援により再生の可能性があること
- ② 過剰な債務が主な原因となって経営困難な状況に陥っており、自力による再生が困難であること
- ③ 法的再生を申し立てることにより当該債務者の信用力が低下し、事業価値が著しく毀損するなど、再生に支障が生じるおそれがあること

④ 法的再生の手續によるよりも多い回収を得られる見込みがあるなど、金融機関にとっても経済合理性があること

⑤ 経営改善計画案に対する金融機関の同意が見込まれること

エ 次のいずれかの場合に該当すること

① 経営改善計画案の内容として、既存債務につき、金融機関による全部若しくは一部の免除、弁済期限や利息の変更（リスケジュール）、又は、資本金借入金への変換（DDS）が必要と予想されるものであること

② 債務者が信用保証協会による保証付融資を利用しており、経営改善計画案の内容として、その求償権放棄が必要と予想されるものであること

③ その他、経営改善計画案に対する金融機関の同意を得るために特定調停手續が必要と見込まれること

オ 保証人に関する調停条項案に対する各金融機関の同意が見込まれること

※ なお、当該保証契約が経営者保証GL 3項の要件を充足する場合には、経営者保証GLを尊重することが望ましいと考えられ、また、保証契約が経営者保証GLの適用対象となり得る旨を申立書に明記する必要があります。具体的な記載方法については、「経営者保証GL手引き」を参照してください。

5 手續

※ 本特定調停スキームの流れについては別紙参考5「特定調停スキームの流れ」を、本特定調停スキームのスケジュール感については別紙参考6「特定調停スケジュール例」を、それぞれ参照してください。

(1) 事前準備

弁護士が税理士・公認会計士等と協力し、調停申立て前に、財務・事業に関するDDを実施するなどして経営改善計画案を策定し、金融機関と調整して、同意の見込みを得る必要があります。同意を得る見込みのない事案については、本特定調停スキームにはなじまないことから、他の私的整理手續や法的再生手續を検討することが必要です。

経営改善計画案について各金融機関からの同意の見込みを得る手順は事案により異なると思われませんが、一般的には、次のような手順で進められるものと考えられます。同時申立てを予定している場合には、保証人についても次の手順を同時に進めることが必要になります。

① 債務者から受任の後、経営改善計画案策定のため、税理士、公認会計士な

どに協力を依頼。

※ ただし、主たる債務者と保証人の代理人が同一人物である場合には、両者間の利益相反の顕在化等に留意する必要があります。

② メインバンクへの現状と方針説明，再生への協力・リスケジュール（元本弁済の据置き等）の要請。

③ それ以外の金融機関，信用保証協会等への現状と方針説明，再生への協力・リスケジュールの要請。

※ 必要に応じて全金融機関を集めたバンクミーティングの開催。

④ 弁護士，税理士，公認会計士等による経営改善計画案と清算貸借対照表の作成。同時申立てを予定している場合には，保証人の資産目録，調停条項（弁済計画）案，表明保証書・確認報告書等の作成。

※ 経営改善計画案が金融機関による債務免除を内容とする場合には，債務者に対する債務免除益課税，債権者に対する貸倒損失の計上の点について留意すること。

※ 信用保証協会による求償権放棄を内容とする場合には，信用保証協会による求償権放棄基準への適合性に留意すること。

⑤ メインバンクに対する経営改善計画案の提示，説明，意見交換，修正と同意の見込みの取得。

※ 「同意の見込み」とは，概ね，金融機関の支店の取引担当者レベルの同意が得られており，最終決裁権限者（本店債権管理部など）の同意が得られる見込みがあることなどの状況をいいます。また，経営改善計画案に積極的に同意をするわけではないが，敢えて反対もしない（従って，後述の民事調停法17条の決定がなされた場合には異議の申立てをしないと見込まれる）場合も含まれます。

⑥ 各金融機関に対する経営改善計画案の提示，説明，意見交換等と同意の見込みの取得。

※ 必要に応じてバンクミーティングの開催。

⑦ 調停条項案の作成，各金融機関に対する特定調停についての説明と調停条項案に対する同意の見込みの取得。

(2) 調停申立て

ア 当事者

申立人：債務者

相手方：金融機関（債権者）。複数でも，1件として申立てが可能。

※ 本特定調停スキームでは，前記のとおり，調停申立前に経営改善計画案

について金融機関と調整し、同意の見込みを得ることになっているところから、債権者ごとに進行が区々になる可能性が極めて低いと思われます。したがって、相手方の数にかかわらず、原則として1件の申立て（したがって、申立書も1通）で足りると考えられます。

※ 信用保証協会の保証付債権がある場合は、信用保証協会を利害関係人として参加させることも可能です。

※ 同時申立てをする場合、保証人の債権者が主たる債務者の債権者と全て同一であるときは、1通の申立書での申立てが可能です。保証人と主債務者の債権者が一部でも異なるときは、同時申立てであったとしても、別々の申立書により申立てをすることになります。しかしながら、別々の申立ての場合にも、並行して審理することが望ましいことから、関連事件があることを申立書において明記する必要があります。

イ 管轄裁判所

相手方の住所、居所、営業所若しくは事務所の所在地を管轄する簡易裁判所又は当事者が合意で定める簡易裁判所であり、かつ、地方裁判所本庁に併置されるもの。

※ 本来の特定調停の場合、相手方の住所等を管轄する簡易裁判所又は当事者が合意により定める地方裁判所若しくは簡易裁判所が管轄裁判所となります（民事調停法3条参照）。しかしながら、地方裁判所では、一般的に事業規模が大きく、紛争性の高い事件が扱われており、相当額の予納金を納めた上で専門家に対する調査嘱託が行われる場合も少なくありませんので、中規模以下程度の事業者が対象となり、債権者との間の事前調整を前提とする本特定調停スキームでは地方裁判所への申立ては想定していません。また、専門性のある調停委員を速やかに選任してもらう必要があることから、本特定調停スキームを扱う裁判所としては、地方裁判所本庁に併置された簡易裁判所が適切と考えられます。

なお、法定の土地管轄が地方裁判所本庁併置の簡易裁判所にはなく、事前合意がないときであっても、特定調停については広く自庁処理が認められていますので、それを前提として地方裁判所本庁併置の簡易裁判所に申し立てることは可能です（自庁処理するかどうかは、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律4条に基づき、各裁判体が判断することになります。）。

ウ 提出すべき書類（書式、記載例は、別紙のとおり）。

添付資料等については、債権者に共通のものは、1部で問題ないと考えま

す。

- 調停申立書（別紙書式1）
正本は1通，副本は相手方の数。
- 訴訟委任状
- 資格証明書（申立人，相手方）
- 関係権利者一覧表（別紙書式2）
- 経営改善計画案（別紙書式3）

※ 「経営改善計画概要」欄の「③計画期間・改善目標等」において，特定調停が成立してから概ね3事業年度（特定調停成立年度を含む）を目途として，決算期を考慮しつつモニタリングに必要な期間を定め（なお，期間については，申立人の実績が計画を上回る場合には短縮も可能とすることなども考慮する），申立人が相手方に対して，当該モニタリング期間中，申立人の状況等に応じ，年一回程度（状況等によっては複数回）の割合で再建計画の実施状況を報告する，などのモニタリングの内容を記載して下さい。

- 特定債務者の資料等（別紙書式4）
- 調停条項案（別紙書式5）
ただし，調停条項案別紙返済計画表（別紙書式6）を含む。
- 経過報告書（別紙書式7）

※ 事前の金融機関との交渉状況の程度によって，調停期日の進行の見込みが異なることから，調停条項案に対する各金融機関の同意の見込みがあることや協議に係る状況等を明らかにする具体的な交渉経過を記載して下さい。

- 保証人用資産目録兼予想配当総額試算表（別紙書式8）（同時申立ての場合。以下同じ）
- 保証人用関係権利者一覧表（別紙書式9）
- 保証人用月次収支表（別紙書式10）

調停条項案において対象資産を処分・換価して一括返済する内容であれば不要ですが，対象資産を処分・換価する代わりに対象資産の「公正な価額」に相当する額を分割返済する内容であれば添付しておくことが望ましいです。

- 保証人用調停条項案（別紙書式11）
- 表明保証書・確認報告書（別紙書式12）

エ 調停前の措置の申立て

代理人弁護士による事前調整の結果、ほとんどの金融機関が経営改善計画案について同意する見込みがあるにもかかわらず、ごく一部の金融機関のみが手形・小切手の取立て、又は、期限の利益喪失扱いをしようとするなど、債務者の合理的な経営改善計画の成立を阻害し、債務者の再建を著しく困難にするおそれがある場合等の場合には、裁判所による手形・小切手の取立禁止命令、期限の利益喪失扱いの停止命令等の調停前の措置（民事調停法12条）の申立てをなすことも考えられます。

ただし、前述のとおり、本特定調停スキームは、経営改善計画案に対する各金融機関の事前の同意の見込みが前提となりますので、調停前の措置の申立ては、例外的な場合における活用となるものと想定されます。

また、調停前の措置の申立てを行う場合には、裁判所に事前に連絡をしておくことが望ましいと考えられます。

(3) 調停手続の進行

本特定調停スキームは、経営改善計画案に対する各金融機関の同意が事前に見込まれていることが前提となっていますので、1～2回の調停期日で終結することを想定しています。

ア 第1回調停期日

- ① 調停委員による各金融機関の意向確認
- ② （場合によっては）調停成立、民事調停法17条決定

イ 期日間

- 期日間に調整が必要な場合には、代理人弁護士が各金融機関との間で協議、調整

ウ 第2回調停期日

- 調停成立
債務免除に関する税務上の処理、あるいは、信用保証協会による求償権放棄の処理のため、調停調書と経営改善計画の一体性が確保される必要がありますので、調停調書に経営改善計画を特定してもらうことが必要です。
- 民事調停法17条決定
決定の理由中で、経営改善計画案の合理性が示される必要ありますので、17条決定中に経営改善計画の特定をしてもらうことが必要です。その旨を調停主任裁判官に伝えておくことが望ましいと考えられます。

6 認定支援機関による経営改善支援事業との関係

本特定調停スキームによる中小企業の経営改善計画策定については、認定支援

機関による経営改善支援事業の対象となります。

(利用手順)

(1) 利用申請

- ① 担当弁護士が認定支援機関である場合、メインバンクへの現状と方針説明、再生への協力・リスケジュール（元本弁済の据置き等）の要請により、再生への協力を取り付けたときは、「経営改善計画策定支援について協力することの確認書面」を取得します。

※ 「確認書面」については、金融機関の取引支店の支店長名のものが必要と考えられています。

- ② 債務者と認定支援機関である弁護士は、連名で、「経営改善支援センター事業利用申請書」を、各都道府県の経営改善支援センター（中小企業再生支援協議会に設置）に提出します。

利用申請書には、メインバンクの「経営改善計画策定支援について協力することの確認書面」を添付します。

※ ②の利用申請書の提出を先行し、申請から1か月以内に「確認書面」を追完することもできます。

(2) 謝金の支払申請

債務者と認定支援機関である担当弁護士は、計画について金融機関との合意成立後（即ち、調停成立後）、連名で「経営改善支援センター事業費用支払申請書」を経営改善支援センターに提出します。

(3) モニタリング

認定支援機関である担当弁護士は、経営改善計画の記載に基づき、債務者のモニタリングを実施して、経営改善支援センターに対し報告するとともに、「モニタリング費用支払申請書」を提出します。

なお、モニタリングは、認定支援機関である担当弁護士が自ら実施するものとし、外部委託することはできないものとされています。

※ 認定支援機関による経営改善支援事業の詳細については、中小企業庁のホームページ「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業を経営改善支援センターで開始します」

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/2013/0308KaizenKeikaku.html>

を参照してください。

以 上